

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	秋田県
3. 市区町村名	八峰町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.happou.akita.jp/docs/2015090400263/

執行機関名 八峰町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	八峰町福祉医療費支給要綱（平成18年3月27日訓令第26号）による福祉医療費の支給に関する事務（ひとり親等の医療費）
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		八峰町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 右欄 八峰町福祉医療費支給要綱（平成18年3月27日訓令第26号）による福祉医療費の支給に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子並びに父子並びに寡婦福祉法 第二条	八峰町福祉医療費支給要綱（平成18年3月27日訓令第26号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第二条 全て母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母子家庭の母及び父子家庭の父の健康で文化的な生活とが保障されるものとする。 2 寡婦には、母子家庭の母及び父子家庭の父に準じて健康で文化的な生活が保障されるものとする。	第1条 この訓令は、町に居住地を有する乳幼児、小学生、中学生、ひとり親家庭の児童、高齢身体障害者及び重度心身障害(児)者の心身の健康の保持と生活の安定を図るために実施する福祉医療費の支給について必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		八峰町福祉医療費支給要綱（平成18年3月27日訓令第26号）